

税

個人市・県民税

について学ぼう

豊かで安心できる地域社会をつくるため、住んでいる人が広く負担する「個人市・県民税」。その仕組みを紹介します。

ギモン その1 そもそも、「個人市・県民税」ってなに？

税金って難しそうで、よく分かりません。どんな仕組みになっているのか教えてほしいな…。

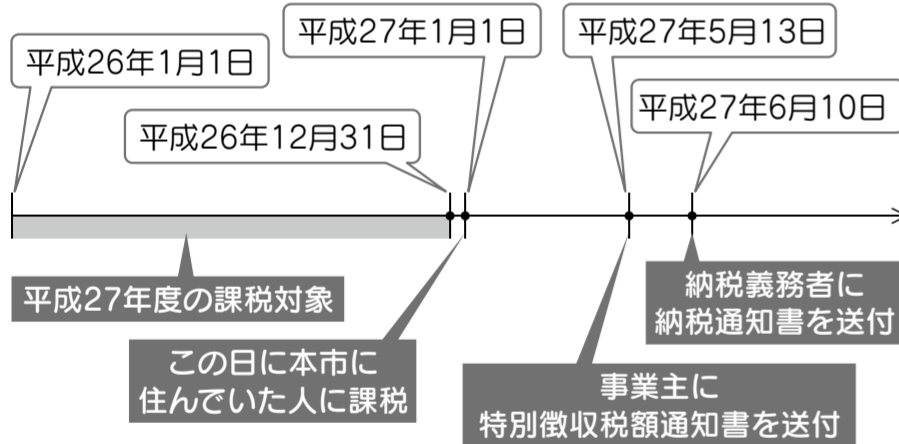


ご説明します！

個人市・県民税は、市内に住んでいる個人一人一人にかかる税金です。前年の所得に応じて計算され、それぞれが同じ金額を負担する「均等割額」と、前年の所得に対してかかる「所得割額」の合計額が、その年度の個人市・県民税となります。つまり、平成27年度の個人市・県民税は、平成26年中の所得に応じて決まる、ということです。

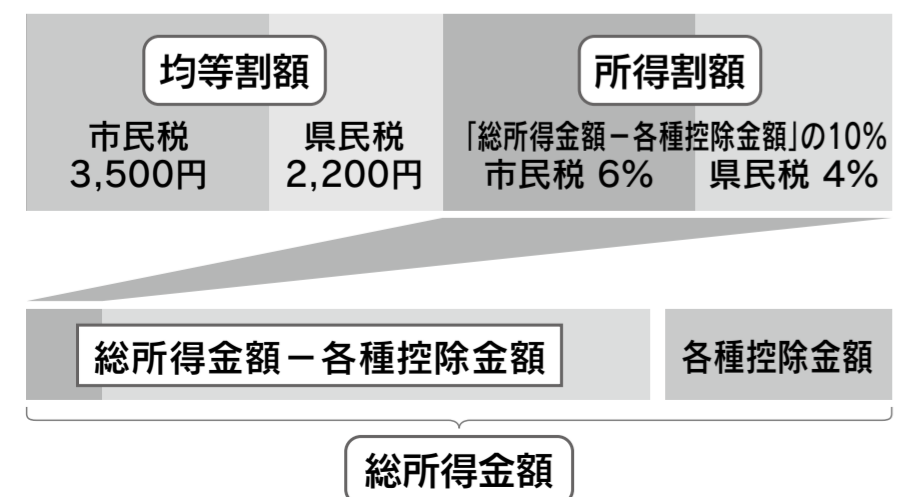


【平成27年度個人市・県民税】



今年度の税金は、昨年1年間の所得に対してかかるのね

【個人市・県民税の内訳】



ちょっと解説！ ちょっと解説！ ちょっと解説！ ちょっと解説！ ちょっと解説！

個人市・県民税を納める人(納税義務者)

個人市・県民税は、前年の所得に対してかかるため、平成27年度の税金は、平成26年1月1日から12月31日の所得に対して計算されます。
納める人(納税義務者)は平成27年1月1日に本市に住んでいた人です。納税義務者には6月10日(木)に納税通知書を送付します。

個人市・県民税が課税されない人(非課税者)

- 生活保護法による生活扶助を受けている
- 寡婦または寡夫、障がい者、未成年者(平成7年1月3日以降に生まれた人)で、前年中の合計所得金額が125万円以下
- 前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下
・控除対象配偶者および扶養親族がいない
→31万5,000円
・控除対象配偶者または扶養親族がいる
→31万5,000円×(控除対象配偶者+扶養親族数+本人)
+18万9,000円

課税の仕組み

個人市・県民税は、税金を負担する能力のある人が均等の額を負担する「均等割額」と、その人の所得金額に応じて負担する「所得割額」の合計です。

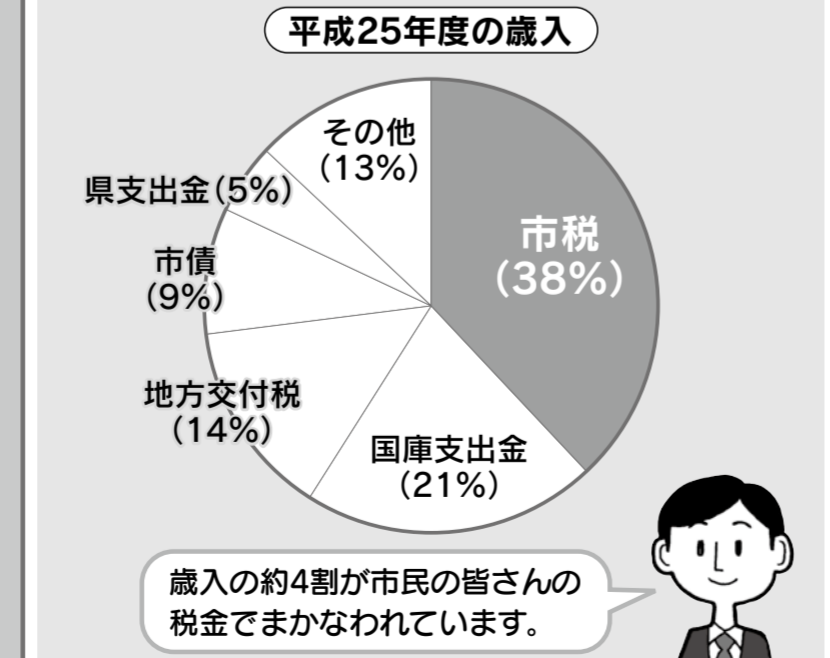
均等割額

市民税	3,500円	+	県民税	2,200円	=	合計	5,700円
-----	--------	---	-----	--------	---	----	--------

※県民税均等割額には森林環境税700円が含まれています

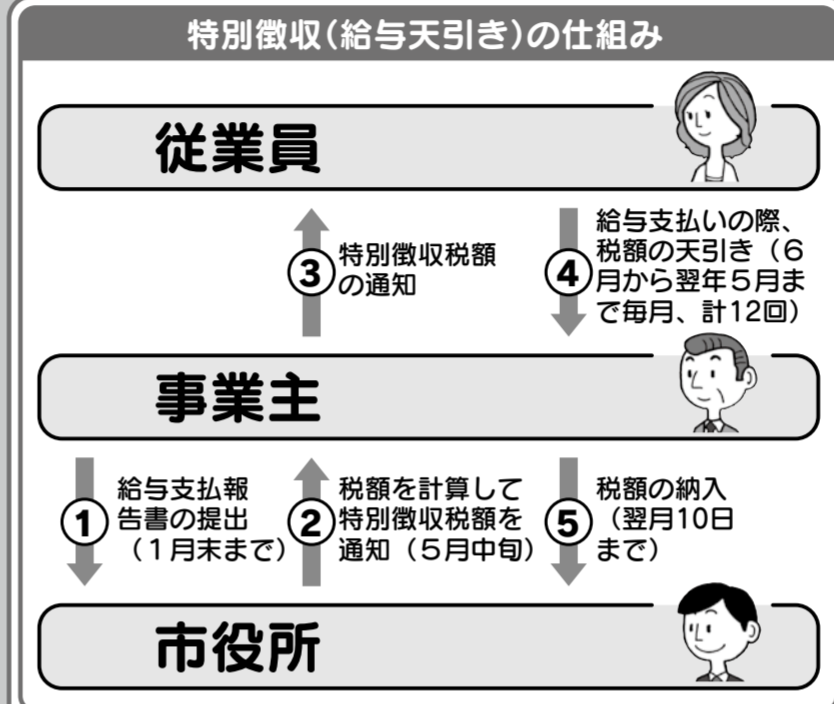
所得割額
総所得金額から各種控除額を差し引いた残額に、市民税6%、県民税4%を乗じて計算します。
※税額の期割・月割金額の計算の際に端数が生じた場合は、それぞれ最初の納期にまとめられます

〈一口メモ ~市の歳入に占める税金の割合は?~〉



歳入の約4割が市民の皆さんの税金でまかなわれています。

ちょっと解説！ ちょっと解説！ ちょっと解説！ ちょっと解説！ ちょっと解説！



特別徴収(給与天引き)の完全実施

平成27年度から県下一斉に、個人市・県民税の特別徴収の完全実施に取り組んでおり、本市でも段階的に実施しています。これにより今年から多くの人が給与分の個人市・県民税を特別徴収で納めるようになります。
なお特別徴収となった場合、納税通知書は事業主から渡されるため、自宅に届くことはありません。
※給与以外の所得がある場合は、別途自宅に納税通知書が届くことがあります

特別徴収は事業主の義務です。皆さんご協力をお願いします。

公的年金からの特別徴収(年金天引き)モデルケース

対象となる初年度は…
6・8月は普通徴収(納付書もしくは口座振替)で納め、10月受け取りの年金から特別徴収が開始されます。(下記のケースは年税額が1万2,000円の場合)

普通徴収		特別徴収(本徴収)		
6月(1期)	8月(2期)	10月	12月	2月
3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円
年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

翌年度以降は…
4月の年金から個人市・県民税の天引きが開始されます。(下記のケースは年税額1万5,000円の場合)

特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
2,000円	2,000円	2,000円	3,000円	3,000円	3,000円
前年度分の2月と同じ額			(年税額-仮徴収額)の1/3		

※公的年金からの特別徴収(年金天引き)の対象となるのは、公的年金所得に対してかかる個人市・県民税のみ
※年度の途中で特別徴収税額に変更があった場合は、いったん普通徴収となり、次に特別徴収(年金天引き)になるのは翌年度の10月分からとなります。また納税義務者が亡くなったり、転出した場合も普通徴収となります

ギモン その2 どうやって納めるの？



個人市・県民税の納め方は、3通りです。毎月の給与から差し引いて納める「特別徴収(給与天引き)」。公的年金から差し引いて納める「特別徴収(年金天引き)」。納付書や口座振替などを使って直接納める「普通徴収」。ただし、収入の種類が2種類以上ある場合は、2つの方法に分けて納める場合がありますので、6月中にお届けする「納税通知書」を確認してください。

特別徴収(給与天引き)

給与支払者である事業主が、従業員の個人市・県民税を給与から天引きして納めます。

対象者
前年中(平成26年1月1日~12月31日)に給与の支払いを受け、平成27年4月1日に給与の支払いを受けている人

給与天引きなら会社が納めてくれるので、納め忘れがなくて安心ね!

公的年金からの特別徴収(年金天引き)

公的年金の支払者が、個人市・県民税を年金から天引きして納めます。

対象者
前年中(平成26年1月1日~12月31日)に公的年金などの支払いを受け、平成27年4月1日に老齢基礎年金などの支払いを受けている65歳以上のうち、公的年金などに対する個人市・県民税が課税されている人

普通徴収

本市から送付される納付書または口座振替で納めます。

平成27年度納期限	1期	2期	3期	4期
	6月30日(火)	8月31日(月)	11月2日(月)	翌年2月1日(月)

対象者
特別徴収や公的年金からの特別徴収の方法で納める対象でない人

納付できる場所
●納税課(市役所本館2階)、支所、市民サービスセンター
●市内に営業所のある金融機関
●四国内のゆうちょ銀行、郵便局
●コンビニエンスストア

個人市・県民税のことは分かりましたか？税金は正しく理解して忘れずに納めましょう。

お問い合わせは、市民税課 ☎948-6290・☎934-1802へ

